

うるま市福祉サービス事業所等運営支援給付金交付要領

長期化するコロナ禍における原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた福祉サービス事業所等の負担を軽減し継続的な事業運営を支援することを目的に、予算の範囲内において給付金を交付し、支援を実施する。

1. 支給対象

給付金の支給対象となる法人は、令和4年4月から令和4年9月までにおいて、市内に別表第1に掲げる事業の実績がある事業所を有し、かつ申請時点において、令和5年3月末日まで同事業を継続する見込みがある法人（以下「給付対象法人」という。）とする。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、給付対象法人としないこととする。

- (1) 市税等を滞納している法人
- (2) 令和4年度において、給付金の交付申請以前に、給付金と重複する原油価格及び物価高騰対応分を補助する事業について交付金を受け、又は受けようとしている法人
- (3) その他市長が適当でないと認める法人

別表第1

交付の対象となる事業又は施設	<p><介護区分></p> <p>(1) 入所・居住系 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅</p> <p>(2) その他 訪問介護、訪問型サービス、訪問看護、介護予防訪問看護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護、訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション、居宅介護支援、介護予防支援・介護予防ケアマネジメント、居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導、通所介護、地域密着型通所介護、通所型サービス、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護、福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防特定福祉用具販売</p> <p>※ただし、以下に該当する場合は1事業とみなす。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合 ・福祉用具貸与と特定福祉用具販売の両方の指定を受けている場合 ・訪問介護と訪問型サービスの両方の指定を受けている場合 ・通所介護又は地域密着型通所介護と通所型サービスの両方の指定を受けている場合 <p><障害福祉区分></p> <p>(1) 入所・居住系 療養介護、施設入所支援、共同生活援助（介護サービス包括型）、共同生活援助（日中サービス支援型）、共同生活援助（外部サービス利用型）、宿泊型自立訓練、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設</p> <p>(2) その他 生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、自立生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、短期入所、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援</p> <p>※地域生活支援事業（移動支援事業、訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業）については、上記の障害福祉区分に含め、1事業とみなす。</p>
----------------	--

2. 交付額

給付金の給付額	別表第1に掲げる1事業当たり下記の額とする。ただし、給付金の額は、介護又は障害福祉の区分にかかわらず、1法人当たり500,000円を上限とする。 (1) 入所・居住系 ア 定員49人以下 140,000円 イ 定員50人以上89人以下 200,000円 ウ 定員90人以上 260,000円 (2) その他 80,000円
---------	--

3. 提出書類

- (1) (様式1) うるま市福祉サービス事業所等運営支援給付金交付申請書兼請求書
- (2) (様式2) うるま市福祉サービス事業所等運営支援給付金交付申請額内訳書
- (3) (様式3) 誓約書・同意書
- (4) 給付対象法人名義の口座確認書類(給付金の振込指定口座通帳等)の写し
⊗ 金融機関名、支店名、口座種、口座番号、口座名義人が確認できるもの
- (5) 事業継続を証明する書類の写し
(例) ① 国保連発行の障害福祉サービス費等支払決定額通知書(表紙のみ)
② 国保連発行の介護給付費支払決定額通知書(表紙のみ)
③ サービス提供実績記録票
⊗ ①～③については様式2に記載する福祉サービス事業所ごとに、令和4年4月～令和4年9月実績分のうち1月分(1枚)を提出すること。
④ 県に報告した令和4年度有料老人ホーム情報開示一覧表の写し
- (6) その他市長が審査に必要と認める書類

4. 申請方法

申請の手続きは、効率的な事務処理のため、できる限り郵送によるものとする。(郵送による手続きが困難な場合には、窓口申請も可とする。)

⊗ 郵送前に、申請書の記入漏れ、提出書類の不足がないか確認すること。

[郵送先(申請先)] 〒904-2292

うるま市みどり町一丁目1番1号

うるま市役所 福祉部 障がい福祉課 障がい相談係

5. 申請期間等

- (1) 給付金の申請期限は、令和5年1月31日(火)までとする。
- (2) 窓口申請は、平日午前8時30分から午後5時15分までを受付時間とする。(ただし、土日、祝日、令和4年12月29日～令和5年1月3日は除く)
- (3) 郵送による場合は、当日消印有効とする。

6. 交付決定

市は、提出された申請書の内容を審査し、給付金交付の可否を決定したときは、その結果を書面により通知する。

7. 振込時期

給付金交付決定通知後、概ね2週間以内に指定口座に振り込むこととする。

8. 留意事項

- (1) 複数事業所の指定を受けている場合は、法人単位でとりまとめの上、交付申請すること。なお、本給付金は1法人に対し1回限りの交付とする。
- (2) 給付金の振込先は法人口座とするが、給付金については、法人本部付とせず、必ず、申請したうるま市内福祉サービス事業所等のために活用すること。
- (3) 給付金交付申請に係る書類は給付金の交付の決定に係る会計年度の終了後5年間保存すること。
- (4) 申請期限までに市に到達した申込みであっても、提出書類に記載された内容に不備があり、市が求めたにも関わらず、補正が行われないことその他申込者の責に帰すべき事由により令和5年2月15日ま

でに給付金の交付決定に係る審査をすることができなかつたときは、この給付金の交付申請は取り下げられたものとみなすこととする。

- (5) 給付金の交付を決定した場合であっても、提出書類に記載された内容に不備があり、市が求めたにも関わらず、補正が行われないことその他申請者の責に帰すべき事由により令和5年3月17日までに支援金の給付ができなかつたときは、この給付金の交付申請は取り下げられたものとみなすこととする。
- (6) 給付金の交付を受けた後に、給付対象法人の要件に該当しないことが判明した場合や、その他不正の手段により給付金の交付を受けた法人は、市の請求により交付した給付金を返還すること。
- (7) 給付金の交付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供することはできないものとする。
- (8) 交付申請時、市への口座登録が完了していない法人は、別途、速やかに口座登録処理を行うこと。

9. 問い合わせ先

対象事業に関するお問い合わせ 申請書類記載に関するお問い合わせ	【介護サービス・高齢者福祉サービス】 福祉部介護長寿課 介護給付係 ☎ 098-973-3208 【障害福祉サービス】 福祉部障がい福祉課 障がい相談係 ☎ 098-973-5452
給付金交付時期等に関するお問い合わせ	福祉部福祉政策課 福祉政策係 ☎ 098-989-0203